

## 鳥取県告示第 963 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字太田字美取谷167の1、字大杉山316の1、字光寺331の1から331の15まで、字堤奥332の2、332の43から332の49まで、大字恩志字恩志山914の3、大字本庄字坂ノ下931、931の2、931の3、字門所932の1、932の4、932の5、字立石口933の2、字三ノ坂口946、字岡谷953の1から953の23まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字太田字美取谷167の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字太田字太田谷302の2から302の4まで、302の39から302の41まで、字大杉山316の2、大字河崎字三ツ溝303、字二本松315の2、大字高山字下猫山320の1、字戸坪351、352(次の図に示す部分に限る。)、大字恩志字小堤410の13、字飯部467の10、467の11、字岩山885の11、大字新井字三島谷419の3(次の図に示す部分に限る。)、419の18から419の21まで、字親谷521の3、521の4、521の6から521の17まで、521の40から521の52まで、大字本庄字池谷904の1、904の2、字二ノ坂口951の1から951の6まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)